別紙様式第１０号（第１８条第３項関係）

省エネ加速化特例取組計画（令和７事業年度～令和９事業年度）

住　所：　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　１．省エネ加速化特例（該当する欄に〇印を記載 ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | * 農業者
* 農業法人（支援対象者でない場合）
 |  | * 農業法人（支援対象者の場合）
 |

|  |  |
| --- | --- |
| ①省エネ機器導入前の温室加温面積（※１） | **a** |
| ②省エネ機器導入前の燃料使用量（年間） | **L** |
| ③省エネ機器導入前の燃料使用量(10a当たり）（基準量）(※２)②／①×10 | **L/10a** |
| ④経営する温室加温面積（※１） | **a** |
| ⑤直近の燃料使用量（年間） | **L** |
| ⑥直近の燃料使用量（※２－５）（10a当たり）　⑤/④×10　 | **L/10a** |
| ⑦省エネ機器導入前から直近の削減率（③－⑥）/③ | **%** |
| ⑧目標使用量（10a当たり） | **L/10a** |
| ⑨削減率　　 （③－⑧）/③ | **%** |
| ⑩特例適用数量　　③×④×0.1×50% | **L** |

【添付書類】

省エネ機器導入が確認できる書類（設置状況が分かる写真及び領収書等）（※３）

基準量、目標使用量の算定方法を確認できる資料

省エネルギー等対策取組計画（農業法人（支援対象者の場合）の場合は省エネルギー等対策推進計画）

＜記入上の注意＞

（※１）単位生産量当たりの燃料使用量を用いる場合には、「温室加温面積」を「生産量」、「a」を「t」にそれぞれ読み替える。

(※２－１)　省エネ機器導入前の燃料使用量を把握できない場合は、地域において設定されている標準的な燃料使用量（品目別）を基準として利用できるものとする。

(※２－２)　省エネルギー等対策取組計画を最初に策定してから、３年を経過した事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃料使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすること。ただし、最終年に達成した燃料使用量の削減率が15％以上の場合、同計画における現在使用量に0.85を乗じた使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすることができるものとする。

(※２－３)　省エネルギー等対策取組計画を最初に策定してから、６年を経過した事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃料使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすること。ただし、最終年に達成した燃料使用量の削減率が一期目の使用量と比較して30％以上の場合、一期目の同計画における現在使用量に0.85を2回乗じた使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすることができるものとする。

(※２－４)　省エネルギー等対策取組計画の途中で省エネ加速化特例の適用を受けようとする事業参加者は、同計画において達成した直近の燃料使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすること。ただし、既に同計画の目標を達成している場合には、（※２－２）及び（※２－３）のただし書きの規定に従い、省エネ加速化特例取組計画の基準量とすることができるものとする。

(※２－５)　省エネルギー等対策取組計画において達成した直近の燃料使用量を記載してください。ただし、既に同計画の目標を達成している場合には、（※２－２）、（※２－３）及び（※２－４）のただし書きの規定に従い、算定した燃料使用量とすることができるものとする。

（※３）　既に省エネ機器を導入している者は導入が確認できる書類を添付する。なお、新たに省エネ機器を導入する者は、導入次第確認できる書類を提出すること。